

コロナ禍の中での共同議会開催におけるガイドライン

このコロナ禍の中で、それぞれの教会が感染防止対策を取りながら礼拝を守っていることと思います。毎年1月ないし2月にはそれぞれの教会において共同議会を開催しておりますが、このコロナウイルスの感染拡大の脅威が襲う中で、どのように共同議会を開催するのか、すべての教会で思案していることかと思えます。そこで総会の立場から各教会の共同議会に関する一つの指標を示し、共同議会開催の助けになればと願っております。

共同議会の開催は、それぞれの教会の状況や地域の状況によって異なりますので、開催の判断は各教会に委ねます。それぞれの教会がその時の状況を十分に考慮した上で開催もしくは延期及び中止を判断して下さい。共同議会の開催、延期、中止に関する総会のガイドラインをここに示しますので、これを参考にして、判断および実施して下さいようお願い申し上げます。

○開催する場合

教会内だけではなく、その地域にも十分に考慮した上で開催を実施してください。開催中はマスク着用を義務化し、複数会場に分かれるとリモートでの参加を促すなど、出来る限りの三密(密閉・密集・密接)を避ける工夫を凝らし、時間短縮を行って下さい。

手指消毒を徹底し、資料配付にも十分に考慮して下さい。複数の者がマイクを使用する場合は、使用前後の消毒を徹底して下さい。

また、リモート参加および委任について現行の憲法規則には規程がありませんが、次のことを基準と致します。

- ・リモート参加および委任を認めます。ただし、共同議会成立定数は、委任者数を含めた出席者数が正会員の過半数、かつ実際の出席者数(リモート参加者を含む)が正会員数の四分の一以上をもって成立するものとします。
- ・採決および選挙を実施する場合、リモート参加者に対し十分な配慮を行って下さい。

○延期する場合

地域の感染状況や教会の状況によっては共同議会を延期せざるを得ないことも考えられます。延期する期限を3月末までとします。それを超える状況ならば定期の共同議会は中止として下さい。

○中止となった場合

共同議会の各報告は報告書を配布もしくは送付して書面をもって報告とし、堂会ないし諸職会の承認を受けて下さい。案件決議については、堂会ないし諸職会に委任するなどの措置を取り、重要案件及び選挙については、開催出来る状況になった時に臨時共同議会を開催し決議を行って下さい。予算案については、臨時措置として前年度の予算案に準じて予算を執行し、臨時共同議会において修正予算案を決議して下さい。また、緊急を要する重要案件がある場合には、書面決議の方法を取って下さい。書面決議の方法については、堂会ないし諸職会において決めて下さい。

○先に文書による報告と決議をする場合

先の見通しが立たない状況によっては、先に文書による報告と決議をする必要があるかと思えます。その場合は次のことを参考して下さい。

- ・共同議会の各報告は、報告書を配布もしくは送付して書面をもって報告とし、案件決議については、書面による決議を行うか、堂会ないし諸職会に委任するなどの措置を取って下さい。また、重要案件及び選挙については、開催出来る状況になった時に共同議会もしくは臨時共同議会を開催し決議を行って下さい。なお、書面決議の方法については、堂会ないし諸職会において決めて下さい。